

令和5年度

粕屋町地域包括支援センター・
地域密着型介護サービス

運営協議会資料

令和6年3月

粕屋町介護福祉課

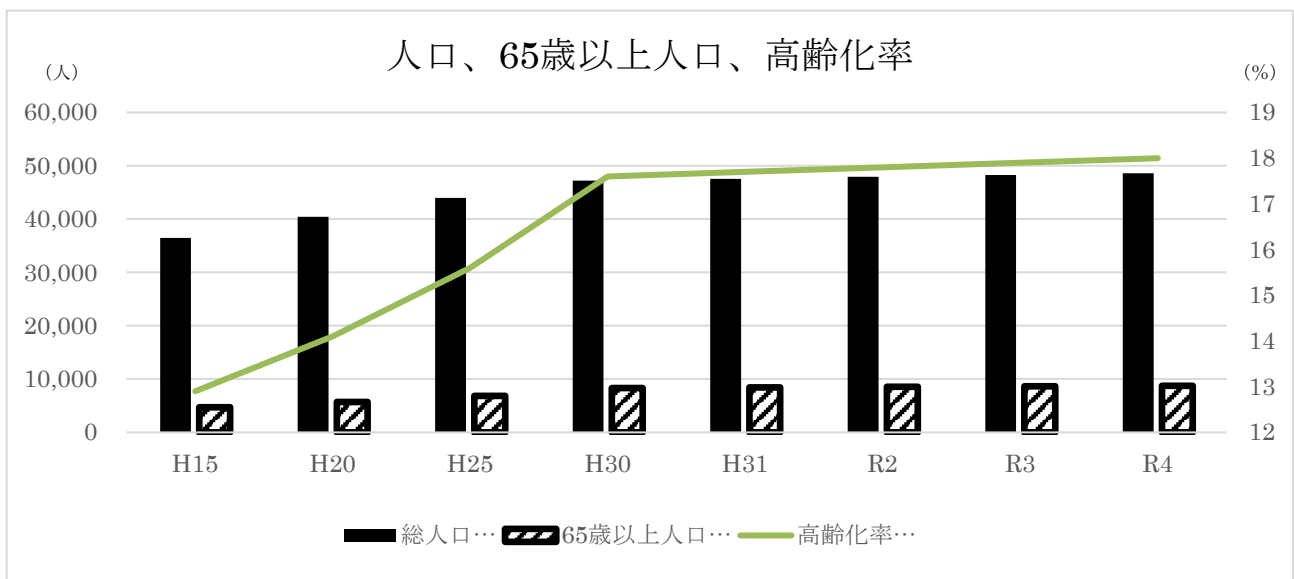
目 次

1、令和4年度・令和5年度実績	
（1）人口、65歳以上人口及び高齢化率について・・・	1
（2）要介護（要支援）認定者の推移・・・	1
（3）地域包括支援センター事業内容について・・・	2～3
（4）地域支援事業について	
1) 包括的支援事業・・・	4～7
2) 介護予防・日常生活支援総合事業・・・	8～11
3) 任意事業・・・	12
（5）介護予防ケアプラン作成について・・・	13
2、令和6年度事業計画・・・	14～18

1. 人口、65歳以上人口及び高齢化率について

	H15	H20	H25	H30	H31	R2	R3	R4	R5
総人口 (人)	36,469	40,410	43,960	47,218	47,530	47,938	48,246	48,592	48,828
65歳以上 人口(人)	4,699	5,684	6,839	8,296	8,411	8,543	8,628	8,732	8,798
高齢化率 (%)	12.9	14.1	15.6	17.6	17.7	17.8	17.9	18.0	18.0

(参考) 県内高齢化率⇒福岡県：27.98%、福岡市：22.25%、志免町：23.8%、新宮町：19.38%
※令和5年4月1日現在（県ホームページより）



2. 要介護（要支援）認定者の推移

(単位：人)

	R4年度		計	R5年度		計
	1号	2号		1号	2号	
要支援1	170	2	172	158	2	160
要支援2	156	4	160	177	3	180
要介護1	313	4	317	328	4	332
要介護2	211	10	221	218	11	229
要介護3	220	4	224	218	2	220
要介護4	206	7	213	191	7	198
要介護5	111	6	117	115	5	120
計	1,387	37	1,424	1,405	34	1,439
1号被保険者数	8,798			8,856		
認定率(1号のみ)	15.8			16.2		

※ R5年3月分介護保険事業状況報告（月末）

3. 地域包括支援センター事業内容について

地域支援事業（介護保険法第 115 条の 45）と地域包括支援センター（115 条の 46）の関係市町村（介護給付を行う保険者）が地域支援事業を活用して、介護保険制度の理念である「尊厳の保持」と「自立支援」に寄与するため、地域包括支援センターを設置している。

○地域包括支援センターの職員配置状況（R6. 3 月時点）

職種	人数	正規職員	会計年度任用職員	備考
保健師	5	2	3	正規職員のうち 1 名主幹 R5. 3 退職（補充なし）
社会福祉士	0	0	0	
主任介護支援専門員	2	0	2	R6. 3～主任 2 名体制
介護支援専門員	2	0	2	
事務	1	1	0	主な業務：高齢者福祉（一般会計）
管理栄養士	1	1	0	R6. 4～（一般会計）
計	11	4	7	欠員 2 名

介護保険法施行規則において、地域包括支援センターには、第 1 号被保険者概ね 3,000 人以上 6,000 人未満の圏域ごとに保健師（準ずる者を含む）1 名、社会福祉士（準ずる者を含む）1 名、主任介護支援専門員（準ずる者を含む）1 名を専任で置くこととされています。（当町の第 1 号被保険者：約 8,900 人、条例第 15 条）

地域包括支援センター業務の円滑な実施のためにも 3 職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の確保は必須ですが、数年前より、欠員状態が慢性化しています。

また、粕屋町指定介護予防支援事業所運営基準では、管理者 1 名の設置と常勤職員 6 名以上が地域包括支援センター業務を兼任することとされています。

○地域包括支援センターの業務について

事業名	内容	位置づけ
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）	
	① 訪問型サービス（第1号訪問事業）	
	② 通所型サービス（第1号通所事業）	
	③ その他の生活支援サービス※	
	④ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	必須事業
一般介護予防事業	一般介護予防事業	厚労省事業
	① 介護予防把握事業	
	② 介護予防普及啓発事業	
	③ 地域介護予防活動支援事業	
	④ 一般介護予防事業評価事業	
包括的支援事業	⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業	
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	必須事業
	① 第1号介護予防支援事業	
	② 総合相談支援業務	
	③ 権利擁護業務	
包括的支援事業（社会保障充実分）	④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
	包括的支援事業（社会保障充実分）	委託可能な事業
	① 在宅医療・介護連携推進事業	
	② 生活支援体制整備事業	
	③ 認知症総合支援事業・・初期集中支援チーム、認知症推進員配置	
任意事業	④ 地域ケア会議推進事業	
	① 介護給付費適正化事業（7事業のうちケアプランチェック）	
	② 家族介護支援事業※（6事業）	
	③ その他の事業・・（9事業のうち成年後見制度利用支援事業、配食サービス、認知症サポーター養成事業）	

※粕屋町地域包括支援センターでは未実施事業

○指定介護予防支援事業所（介護保険法第115条の22）

事業名	内容	位置づけ
予防給付	要支援者に対する介護予防サービス計画の作成 モニタリング訪問、評価等	必須事業

4. 地域支援事業について

1) 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営【必須事業】

<業務別相談対応実績>

(単位:件)

	総合相談			権利擁護関係			包括的継続的 ケアマネジメント支援 業務関係		合計
	介護・福祉 に関する 相談	健康や 医療に関 する相談	その他 の相談	高齢者 虐待の 相談	成年後 見制度 に関する 相談	消費者 被害に 関する 相談	CMの個 別 指導・ 相談	支 援 困 難 事 例 の 相 談 指 導	
電話による 相談	335	63	104	1	4	0	60	4	571
来所による 相談	414	22	35	1	1	1	27	1	502
訪問による 相談・対応	52	8	37	0	0	0	0	0	97
その他	23	19	25	0	0	0	0	0	67
合計	824	112	201	2	5	1	87	5	1237

※R6年2月末現在(匿名者は含まれず)

ア. 地域ケア会議

地域ケア会議とは、支援が必要な高齢者等への適切なケアマネジメント支援の検討を多様な関係者で行うとともに、個別ケースの検討によって把握・共有した地域課題を地域づくりや政策形成へ結びつけていくことで、地域包括ケアを推進していく一つの手法とされています。

地域ケア会議を有意義な会議とするため、年度当初に地域ケア会議事前研修会を開催し、関係者の理解を図っています。

R6年2月末現在

	回数		参加延人数		協議事例数	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5
地域ケア会議	9	9	114	95	18	15
地域ケア会議評価会議	8	8	98	66	13	16
地域ケア会議 助言者連携会議	1	0	18	0		
地域包括ケアシステム 推進会議	0	1	0	11		

○地域ケア会議にて個別ケースより抽出された地域課題

R4	R5
疾患管理（重症化予防） 自宅内の環境 生きがい・QOLの向上	疾患管理（重症化予防） 生きがい・QOLの向上

イ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

会議名	実施回数		参加延人数	
	R4	R5	R4	R5
粕屋町事例検討会	1	1	30	36
ケアマネジメント 研修会	3	2	41	58
主任ケアマネジャー 連絡会/ケアマネ会	1	1	6	9

(2) 社会保障の充実分

ア. 生活支援体制整備事業

- ・令和5年度は、生活支援体制整備事業モデル事業に参加しました。
県より派遣されたアドバイザーとSC(社協委託)、町で協議し、協議体を開催しました。

事業名	回数	参加者
モデル事業会議	3回	アドバイザー、社協職員、SC、町、県職員
協議体※	2回	住民、社協職員、SC、町

※協議体とは、地域の課題の共有や課題解決について話し合う場のこと。



自分が見守られる
なら、こんな見守
りがあればいい
な・・・

- ・SCによる地域資源の発掘（公民館活動やサロン、商店などの訪問も継続中です。

協議体の様子（社協だより）

イ. 認知症総合支援事業

- ・ 認知症カフェは、3ca8（さかや）とサンレイクの町内2か所にて開催しています。カフェという特性上、感染動向に応じて開催しております。
- ・ 令和5年度も認知症の普及・啓発事業として、認知症川柳の募集を行いました。また、アルツハイマー月間に役場と図書館にて、募集した認知症川柳を含めた展示、管理栄養士による認知症予防の食事について講話を行いました。
- ・ 認知症サポータースキルアップ講座を実施しました。認知症当事者の気持ちを知り、地域での活動に関して、活発な意見交換が行われました。

	単位	R4	R5
認知症初期集中支援チーム会議	回数	5	5
認知症初期集中支援チーム員活動 (電話相談・訪問等)	件数	12	22
対象事例	件数	4	5
認知症カフェ	回数	12	15
	延人数	164	147
認知症サポーター養成講座	回数	1	3
	人数	29	61

※R6年2月末現在

○認知症サポータースキルアップ講座の資料（抜粋）

地域での粕屋町の現状（粕屋町）

粕屋町での認知症を皆さんに知ってもらうための取組み



ウ. 在宅医療・介護連携推進事業

糟屋地区1市7町で、粕屋医師会に委託して事業を実施しています。

事業項目	実施状況
地域の医療・介護サービス資源の把握	かすや医療・介護情報ネット(さがすくん)の運用 粕屋医師会ホームページ掲載
在宅医療・介護連携の課題抽出	多職種連携会議(地域リーダー会議)の実施
切れ目のない在宅医療・介護提供体制の構築推進	多職種連携会議(リーダー会議)の実施
在宅医療・介護サービスの情報の共有支援	糟屋地区在宅医療・介護連携会議の実施 多職種連携会議(地域リーダー会議)の実施 糟屋地区医療ネット推進委員会の実施 情報共有シートの周知、意見集約
在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域包括支援センターにて実施
在宅医療・介護関係者の研修	在宅、介護関係者に研修会→動画配信
地域住民への普及啓発	在宅医療に関する講座→動画配信
近隣市町村との連携	近隣医師会(福岡市、宗像、筑紫地区)の調査、報告

※事業の報告がR6.4月になりますので実績(件数等)は入れていません。

2) 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

(単位：人)

	基準・内容	利用及び登録人数		利用延人数		
		R4	R5	R4	R5	
訪問型サービス (第1訪問型事業所)	訪問介護相当			347	293	
	訪問型サービスA (緩和した基準)	【事業所指定】 人員等を緩和した基準でヘルパーサービスを提供			13	11
		【委託】 人員等を緩和した基準で生活援助を実施	12	10	86	78
	訪問型サービスB (住民主体)	地域住民が買物同行・ゴミ出し・見守り等の簡易な支援を実施	6	8	115	28
	訪問型サービスC (短期集中)	専門職による居宅での短期集中型予防サービス	2	2	5	5
	訪問型サービスD (住民主体)	地域住民が買物以外の移動同行支援を実施	0	0	0	0
通所型サービス (第1号通所事業)	通所介護相当			677	696	
	通所型サービスA (緩和した基準)	人員等を緩和した基準でデイサービスを提供			38	14
	通所型サービスB (住民主体) ※	【ゆうゆうサロン】 住民主体による体操や運動等の活動を行う自主的な通いの場	480	400	8,489	
		ゆうゆうサロンにおけるボランティア活動	217	204	3,634	
通所型サービスC (短期集中)	専門職による生活行為改善を目的とした短期集中型予防サービス	23	22	240	227	

※R6年2月審査分

※ 通所型サービスBについて

R5年度は、ゆうゆうサロンに歯科衛生士、管理栄養士、薬剤師を講師として派遣しました。また、希望でポッチャ（ドーム職員）や特殊詐欺防止の講座（消費生活センター）を行いました。

(2) 一般介護予防事業

ア. 介護予防把握事業

- ・ 窓口相談時や訪問にて基本チェックリストを実施しました。
事業対象者とは、基本チェックリスト25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していると判定されたものです。

(単位：人)

	R4	R5
事業対象者数	274	301

※R6年2月末現在

・高齢者訪問（KDB システム：健康状態要不明者）

R4. 4. 1～R5. 8. 31 の期間に、健康診断未受診、医療機関未受診、要介護要支援認定を有さない80歳以上の方を対象に状況確認と情報提供、地域包括支援センターの紹介を目的とし、訪問を行いました。訪問時の状況によっては、介護予防教室の紹介やフレイルの啓発等も行いました。

（単位：件）

訪問対象（件）		55
結果	直接面接	43
	2回訪問するが不在、ポスティング	6
	入院・死亡	4
	住居等不明	2

イ. 介護予防普及啓発事業

65歳以上の方を対象とした介護予防教室・講座

（単位：人）

講座名	参加人数	
	R4	R5
わたしの☆未来塾セミナー	3回	4回
	63	54
介護予防出前講座 ※老人クラブ、シルバー人材センター、図書館等	2回	3回
	47	61

教室名	参加人数		参加延人数	
	R4	R5	R4	R5
介護予防年間計画表配布 (要介護を除く 70 歳以上 85 歳未満の 高齢者対象)	4,753	4,842	/	
しゃんしゃん教室【運動】 強め (開催回数：8 回×2 期)	18	14	114	81
粕屋元気ばい教室【運動】 普通 (開催回数：10 回×2 期) ※送迎あり	25	15	188	129
てくてく健康広場【運動】 弱め (開催回数：12 回×2 期)	20	16	163	125
プールエクササイズ教室【運動】 弱め (開催回数：R4 7 回×2 期 R5 6 回×2 期)	16	13	94	72
足腰しっかり教室【運動】 弱め (開催回数：R4 4 回×2 期)	20	/	72	/
かすやメロディ♪【音楽・口腔】 (開催回数：6 回×1 期)	12	28	50	139
脳若トレーニング教室【認知】 (開催回数：10 回×2 期)	27	23	215	163
らくらく料理教室【栄養】 (開催回数：R4 1 回×2 期 R5 4 回×1 期)	13	16	13	60

※R5 年 12 月末現在

ウ. 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業とは、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等を行うものです。

(単位：人)

教室名	参加人数		参加延人数	
	R4	R5	R4	R5
かすサポ運動部養成講座 (開催回数：R4 4回 R5 5回)	3	5	8	18
かすサポ生活部養成講座 (開催回数：R4 3回 R5 4回)	1	2	3	8
かすサポ脳若IT部養成講座 (開催回数：R4 3回 R5 4回)	4	3	10	12
ゆうゆうサロンボランティア研修会 (開催回数：R4 3回 R5 2回)	89	121	/	
サポーターポイント交付	283	66		

※R6年2月末現在

エ. 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況の検証や一般介護予防事業の評価を行います。評価を行うのは、地域包括支援センター、保険者（市町村）、介護予防プログラムを委託されるサービス提供者の3者。自らの取組みを振り返り、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みをより良いものにしていくためのものです。

オ. 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリ専門職が定期的にゆうゆうサロンを巡回し、介護予防の取組みについて助言や指導を実施する事業です。

(単位：人)

実施回数	集団指導延数		個別指導延数	
	R4	R5	R4	R5
R4年度：179回 R5年度：162回	2,587	2,515	717	340

※R6年1月末現在

3) 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

令和5年度のケアプラン点検は、国保連合会の資料や保険者からの資料を基に、町内外の事業所（居宅介護予防事業所 7ヶ所）で行いました。

	R4	R5
ケアプラン点検	22件	11件
訪問介護に関するケアプラン検証	0件	0件
ケアプラン点検事業所	8ヶ所	7ヶ所
適正化研修	3回	2回

※R6年2月末現在

(2) その他の事業

ア. 成年後見制度利用支援事業

	町長申立	報酬助成	備考
R4	1	1	
R5	1	1	問合せは増加しています

※R6年2月末現在

イ. 地域自立生活支援事業

独居高齢者や日中独居高齢者に対し、配食サービスを行い、高齢者の栄養改善や見守りを行っています。週3食までを補助事業として実施しています。

配食サービス	R4	R5
利用者延数（人）	843	690
配食延数（食）	9,522	7,830

※ R6年2月末請求分まで

5. 介護予防ケアプラン作成について【必須事業】 (粕屋町介護予防支援事業所)

1) 介護予防ケアプラン作成状況 令和4年度

(単位：件)

審査月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
介護予防支援	164	170	169	167	168	166	163	172	176	173	174	177	2,039
委託	13	22	22	20	16	16	16	16	16	14	14	14	199
直営	151	148	147	147	150	150	147	156	160	159	160	163	1,840
介護予防 ケアマネジメント	49	51	51	49	44	39	47	42	42	47	46	46	553
委託	1	4	4	4	3	3	2	2	2	2	3	3	33
直営	48	47	47	45	41	36	45	40	40	45	43	43	520
計	213	221	220	216	212	205	210	214	218	220	220	223	2,592

令和5年度

(単位：件)

審査月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
介護予防支援	195	212	212	217	222	225	227	233	234	239	249	-	2,465
委託	15	22	20	20	22	25	25	24	24	28	29	-	254
直営	180	190	192	197	200	200	202	209	210	211	220	-	2,211
介護予防 ケアマネジメント	49	50	47	44	43	39	44	39	38	41	45	-	479
委託	4	4	5	5	5	2	2	2	2	2	2	-	35
直営	45	46	42	39	38	37	42	37	36	39	43	-	444
計	244	262	259	261	265	264	271	272	272	280	294	-	2,944

※R6年2月審査月まで

※要支援者のケアプラン作成件数が、2月審査分まででも令和4年度の年間実績を上回っている。

指定介護予防支援事業所（直営分）の件数が約300件増加。

令和 6 年度

事業計画

1. 地域支援事業について

1) 包括的支援事業

事業名	内容
地域包括支援センターの運営	総合相談・権利擁護業務 包括的・継続的ケアマネジメント支援 第1号介護予防支援事業
地域ケア会議*	自立支援型地域ケア会議 地域ケア会議事前研修会 地域ケア会議助言者連携会議 地域包括ケアシステム推進会議
在宅医療・介護連携推進事業*	相談以外の業務を粕屋医師会へ委託 (粕屋地区事業)
認知症総合支援事業*	認知症初期集中支援チーム員会議 認知症カフェ 認知症の啓発 アルツハイマーデイに役場ホール、 図書館で啓発。 認知症サポーター養成講座、チームオレンジ育成
生活支援体制整備事業	粕屋町社会福祉協議会に委託 生活支援コーディネーターを専任で雇用

包括的支援事業のうち、社会保障充実分*は、地域包括支援センター以外に委託することが可能な業務

【R6 重点事業】

※総合相談

高齢者の相談場所として、もっと地域包括支援センターを知ってもらうために「地域包括支援センター」の名称を啓発する。

※包括的・継続的ケアマネジメント支援

主任ケアマネが2名体制になるため、多職種や介護支援専門員との連携の事業を充実させる。

※認知症サポーターの養成、チームオレンジの育成

誰でも認知症になる可能性がある、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていくためには・・・といった視点の啓発を継続する。

※生活支援体制整備事業

SC（生活支援コーディネーター）の育成や協議体の活性化を図り、高齢者だけでなく誰もがすみやすい町を目指す。

2) 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が安心して自立した日常生活を送るため、多様化するニーズに対応できるよう総合事業の展開を図ります。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

		サービス種別	実施事業所	備考
介護予防・生活支援事業	訪問型サービス	訪問介護	指定事業所	
		訪問型サービスA	緩和基準指定事業所 シルバー人材センター	
		訪問型サービスB	生活支援サポーター (社会福祉協議会)	生活支援サポーター23名登録中
		訪問型サービスC	リハビリ専門業者	
		訪問型サービスD	生活支援サポーター (社会福祉協議会)	生活支援サポーター23名登録中
	通所型サービス	通所介護	指定事業所	
		通所型サービスA	緩和基準指定事業所	
		通所型サービスB	ゆうゆうサロン	住民主体の通いの場 町内24ヶ所にて実施中
		通所型サービスC	契約医療機関	
	介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)		粕屋町包括支援センター	

(2) 一般介護予防事業

◆介護予防把握事業

◆介護予防普及啓発事業

「粕屋町シニア世代のいきいき応援ガイドブック」を郵送し、啓発に努めるとともに、目的意識を持って参加していただけるよう、教室内容を運動や口腔・認知、栄養等と分野を分けて実施します。

教室名	分野	内容
プールエクササイズ教室	運動	6回コース×2期(弱め)
てくてく健康広場	運動	12回コース×2期(弱め)
粕屋元気ばい教室	運動	10回コース×2期(普通)
しゃんしゃん教室	運動	8回コース×2期(強め)
脳若トレーニング教室	認知	10回コース×2期
かすやメロディ♪	認知・口腔	6回コース×1期
シニア世代のお手軽料理教室	栄養	4回×1期
わたしの☆未来塾セミナー	講座	5回

◆地域介護予防活動支援事業

かすサポ養成講座を継続して実施します。また、養成講座受講済みのかすサポ部員の支援として定例会を行います。

<サポーターポイント制度>

自ら介護予防に資する活動や在宅支援及びボランティア活動に対してポイントを付与し、換金できる制度です。

◆一般介護予防事業評価事業

◆地域リハビリテーション活動支援事業

ゆうゆうサロンの実施箇所へ作業療法士などのリハビリ専門職を派遣し、地域の高齢者の身体機能の維持、向上に努めます。

3) 任意事業

事業名	内容
介護給付等費用適正化事業	ケアプランチェック 7事業所予定 (うち1回は運営指導に同行し実施)
その他の事業	成年後見制度利用支援事業 ※ 地域自立生活支援事業 (配食サービス)

※ 成年後見制度利用支援事業

認知症などにより、判断力が衰えてくると生活費の管理や訪問販売で必要のない物を購入するといった問題が発生することがあります。判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合、法定後見人による支援を受けることができます。

2. 介護予防ケアプラン作成について (粕屋町指定介護予防支援事業所)

介護予防ケアプランは、地域包括支援センターが中心となり作成していきますが、居宅介護支援事業所にも委託します。

【R6 委託予定の居宅介護支援事業所】

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 介護支援サービス 緑の里 | ②粕屋町社会福祉協議会 |
| ③ ケアプランサービスさくら | ④千鳥橋病院粕屋診療所 |
| ⑤ ケアパートナー篠栗(篠栗町) | ⑥ケアプランサービス大地(篠栗町) |
| ⑦ ケアプラン うみそらら(宇美町) | ⑧介護支援センターオリーブ(志免町) |
| ⑨ほほえみ泰平(須恵町) | ⑩粕屋医師会介護サービス(久山町) |
| ⑪ てんじゅ介護サービス(志免町) | ⑫合同会社ケアプランサービスひばり(宇美町) |
| ⑬ ケアプランセンター ココケア(志免町) | ⑭ケアサポート デイズ(福岡市東区) |

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、令和6年4月より、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けることができるようになります。